

外貨普通預金

平成30年8月1日現在

1. 商品名	・外貨普通預金（預金保険対象外預金）
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入通貨 (2) 預入方法 (3) 預入金額 (4) 預入単位	・米ドル等の主要通貨 ・随時預入できます。 ・1通貨単位以上 ・1補助通貨単位（例えば、米ドルの場合は1セント単位）
5. 払戻方法	外国部窓口で、随時払戻しができます。（取引店を通じて受け取ることもできます。）
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・市場金利の動向に応じて毎日決定します。（固定金利） ・年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・付利単位を1通貨単位とし、1年を365日とする（日割り・単利計算）
7. 税金	・個人の利息には20%の（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・お利息はマル優の対象外です。（マル優はご利用になれません。） ・為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。 ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。 為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できますが、他の所得区分との損益通算はできません。 ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	・米ドル通貨によるお預けの場合 ⇒米ドル入金1ドルにつき1円 ・米ドル通貨によるお引き出しの場合 ⇒米ドル出金1ドルにつき2円 ・円貨によるお預け、お引き出しの場合に適用される為替相場は、お預入時とお引き出し時では換算相場の種類が異なります。 お預けの場合はTTSレート、お引き出しの場合はTTBレートになり、TTSと公示仲値、TTBと公示仲値には差（例えば、米ドルであれば各々1ドルあたり1円）があります。
9. 付加できる特約事項	ございません。
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・詳しくはお取引店の窓口または本店の外国部(06-6772-1513)まで問合わせ下さい。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部にお申し出ください。 <業務部> 〒543-8666 大阪市天王寺区上本町8丁目9-14 電話：06-6775-6594 9時～17時 【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、ホームページまたは、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	・為替相場の変動により、円貨でのお引きだし時の円貨額がお預入時の円貨額を下回るなど元本割れとなることがあります。 ・為替相場の変動リスクがあり、米ドルの場合TTSとTTBに2円の差があることにより、為替相場（仲値）が変動しない場合であっても元本割れが生じる可能性があります。 ・預金保険の対象外です。 ・当金庫が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。

”